

デジタルイノベーター育成事業 委託業務
仕様書

1 業務名

デジタルイノベーター育成事業 委託業務

2 目的

県立高校生がデジタル技術を活用して地域や身の回りの課題を解決する取組を通して情報技術の活用や適切な取り扱い、特性の理解といった情報活用能力を育成し、他者と協働しながら社会や地域に主体的に参画する力を育成することを目指す。

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託上限額

5,048,000円（消費税および地方消費税含む）

5 業務内容

デジタルイノベーター育成事業は以下のとおりである。

(1) 実施予定日時

IT キャンプ	令和8年7月27日、28日、29日の3日間
想定時間	1日目 9:30～15:30
	2日目 9:30～15:30
	3日目 9:30～12:30

開発演習 IT キャンプ終了から12月までの期間

成果発表会 令和9年1月下旬（土日）で3時間程度を想定

(2) 実施予定場所

IT キャンプ … フェニックスプラザ 多目的ホール（福井市田原町1丁目13番6号）

開発演習 … 参加者の学校、オンライン、対面

成果報告会 … 未定

(3) 参加者および想定人数

福井県内の県立高校生 1チーム4～5人で12チーム（60名程度）

本事業の目的を踏まえ、以下の業務を委託する。

【委託内容】

- (ア) 短期間で集中的にスキルを向上させる IT キャンプの企画・運営
- (イ) 参加者の開発演習期間の伴走支援
- (ウ) 成果発表会の企画および運営
- (エ) 実施報告書の作成

【委託の詳細】

参加者について

- ・ IT キャンプから成果発表会まで同じ生徒が参加するものとし、参加者の中にアプリ開発未経験者も含まれる可能性があることを踏まえた企画を提案すること。
- ・ 参加者は4～5人程度のチームで各アプリ開発に取り組むものとし、チーム数は最大で12チームとする。
- ・ 参加者は県立学校 Google for Education が利用可能であり、仕様する端末は参加者が用意する。

(ア) について

- ・ 本 IT キャンプの期間中に、講師によるアプリ開発等に関する講義・演習を実施すること。
- ・ アプリ開発等に関する講義・演習を実施する講師（有識者）を提案すること。
- ・ 専属のメンターによる、チームでのアプリ等開発演習を実施すること。
- ・ チームを補助するメンターは、チーム数に沿った適切な人数を提案すること。またメンターは IT キャンプに必要な知識やスキルを有しており、過去に同様のイベントでメンターの経験がある者や社内では後進育成等の指導経験のある者を参加させること。
- ・ IT キャンプ3日目には、各チームが開発演習期間中に取組む内容等を中間発表する時間を設けること。
- ・ 講師およびメンターは自社の正社員が務め、業務委託や協力企業の人材が務めることは認めないものとする。
- ・ 本事業で使用するソフトウェア等がある場合は提案書に明記すること。インストール作業は福井県教育庁で行う。
- ・ 参加者が使用する教材は受託者が準備すること。
- ・ IT キャンプの会場は福井県教育庁の負担で準備する。

(イ) について

- ・ 開発演習は参加者の学校にて各自が進めていくことを踏まえ、開発を進める過程で発生する問題に関して、メンターがメール等で対応できる体制を提案すること。
- ・ 月1回程度オンラインもしくは対面でのチームごとの相談会を実施し、会に参加できるメンターを用意すること。なお、全体で一斉の実施ではなく、各メンターおよびメンターが担当するチームの都合を考慮し日程調整を行い実施すること。相談会の日程や内容等の情報は、福井県教育庁と共有すること。

(ウ) について

- ・ 受託者によるコンテスト形式の成果発表会を企画・運営すること。
- ・ 成果発表会では3名の審査委員を設置すること（但し、内1名は福井県教育庁の負担で選任する）。

- ・ 成果発表会においては、審査委員3名の審査により発表したチームの中から、最優秀賞、優秀賞を選定すること（但し、賞状は福井県教育庁の負担で準備する）。

(エ) について

- ・ 本事業完了後に、実施報告書を作成し、福井県教育庁に提出すること。実施報告書の様式は任意であるが、IT キャンプ、開発演習、成果発表会のそれぞれについてのイベントの実施概要、参加者の情報、アンケート結果および分析、写真等を記載すること。

その他

- ・ IT キャンプの会場、机等の什器、インターネット接続環境は福井県教育庁が用意する。
- ・ 成果発表会の会場、机等の什器等の準備は、福井県教育庁と受託者が協議のうえ決定する。
- ・ 学校への周知および参加者の募集、事務連絡等は福井県教育庁が行う。

6 委託業者に求める要件

- ・ 福井県内に事業所（本社、支店、営業所等）を有すること。
- ・ 過去に本事業に類似する事業の契約を学校または自治体と締結し、履行した実績があること。

7 その他

- ・ 本業務の実施に当たり、個人情報保護法をはじめ、関連法令を遵守すること。
- ・ 本業務中に知り得た情報は、第三者に漏洩しないこと。また、契約終了後も同様とすること。
- ・ 本業務で作成された文書や資料等の著作権は全て福井県に帰属するものとする。
- ・ 本業務の実施に当たっては、「福井県庁グリーン購入方針」（平成13年4月27日）に基づき、環境物品等の調達に努めること。
- ・ この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施にあたり必要な事項については、福井県教育庁と十分に協議しながら円滑に処理すること。